

監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を別紙のとおり公表する。

平成29年4月26日

湖南省監査委員 渡邊 悦夫  
同 望月 卓

# 湖南省職員措置請求に係る監査結果

## 第1 監査の請求

### 1. 請求の要旨（請求文）

市道旧東海道線と市道甲西駅美松線との交差点に存在する湖南省●●●●番地の土地は、湖南省の公有財産である。（第1号証及び第2号証）この土地のうち、第1号証に示すピンク色着色部分については市道敷きとして適切に管理されている。

しかし、市道敷き以外の黄色着色部分（第1号証）については、●●が自らの所有物であるかのように駐車場の表示看板を設置し、排他的独占使用を行っている状態であることが認められる。（第3号証及び第4号証）したがって、今後、市長が黄色着色部分（第1号証）の土地を●●に適正な価格で貸し付ける又は売り渡すなど法令に基づく処置をとることを求める。

なお、過去の使用についても適切な措置を取ることを求める。

## 第2. 請求者

滋賀県湖南省●●●●●●●● ●● ●●

## 第3. 請求の受理

平成29年3月9日付けで提出された湖南省職員措置請求書については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条の法定の要件を具備していると認め、同年3月15日これを受理した。

## 第4. 監査

### 1. 請求者の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項及び第242条第7項の規定に基づき請求者に「陳述等に関する意向確認書」により確認したところ提出以外の証拠の提出及び陳述は希望しない等の意思表示がされている。また、執行機関の陳述を実施する際に立会を希望されていたが、当日口頭で立会を希望しない旨の意思表示があった。

### 2. 監査の実施

請求書の内容により、監査対象機関を湖南省建設経済部土木建設課、農林保全課とし、職員から事情を聴取するとともに監査を実施した。

### 3. 監査の対象

請求書の内容から監査の対象を次のとおりとした。

市道旧東海道線と市道甲西駅美松線との交差点に存在する湖南省●●●●番地の市道敷地外の公有財産（市道事業用地残地）敷地内に●●が自らの所有物であるかのように看板を立て独占使用をしているため、湖南省行政財産使用料徴収条例等に違反している。

### 第4. 監査の方法

監査の対象関係部署に書類の提出を求めるとともに聴取を実施し事実の確認を行った。

### 第5. 監査の結果（事実関係の確認）

該当の土地湖南省●●●●番地（地目：雑種地）については昭和59年3月26日に圃場整備に伴う平松地区の換地処分によって湖南省（旧甲西町）に帰属されている。

市道甲西駅美松線橋梁下部工事の完了が平成21年8月31日、甲西駅美松線橋梁架設工事の完了が平成21年12月25日、橋梁から市道旧東海道線までの取り付け道路の工事が平成23年3月18日で完了したが、工事が完了するまでの期間は迂回路、工事ヤード等で使用していたが工事完了後は駐車場として使用できる形状になった。

なお、市道事業用地敷地外の湖南省の残地について、●●が条例等による手続きはされていない。

### 第6. 監査委員の判断

担当課職員から関係書類の提出を求め事実確認の聴取を行った結果、該当の公有財産については昭和59年3月29日付けで滋賀県公報により換地処分公告され湖南省（旧甲西町）名義になり、その後市道用地としての事業用地となっている。市道甲西駅美松線の家棟川橋梁工事が平成21年8月31日をもって完了している。続いて橋梁から市道旧東海道線までの取り付け道路の工事が平成23年3月18日をもって完了している。この市道関連工事が完了するまでの期間は迂回路、工事ヤードで使用されていた。

以上の事から工事完了までは措置請求書に添付されている事実証明書のような駐車場形状をしておらず、駐車場の看板の設置もできる形状ではなかったが平成23年3月18日以降には関係課の提出の航空写真でもわかるように駐車場として使用できる形状をしている。現在、湖南省●●●●番地の市道敷地以外の残地について

駐車場として利用されており、駐車場の看板の設置も公有財産である市道敷地の残地に設置してあると思われることから、湖南省●●●●番地の市道甲西駅美松線以外の残地について現在無断使用となっていることについて、条例等に基づき適正に処理されたい。また、この土地を実質使用していた時から法的な事務処理が完了されるまでの土地の使用についても条例等に基づき適切に処理されたい。

必要な措置を行う期限は、平成29年7月25日までとし、期限までに措置を講じたときはその旨を監査委員に通知されたい。